

7 水管 第3104号
令和8年3月6日

都道府県知事 殿

農林水産事務次官

「水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準」の一部改正について

水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）について、今般、別紙のとおり一部を改正したので、御了知の上、適正に処理されたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準

第1 知事管理漁獲可能量の設定（法第16条関係）

- 1 農林水産大臣が漁獲可能量のうち当該都道府県に配分する数量（以下「都道府県別漁獲可能量」という。）を明示した都道府県においては、都道府県知事は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項及び第5項の規定に基づき、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定め、又は変更するに当たっては、当該都道府県全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の知事管理区分について、原則として知事管理漁獲可能量を明示するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2において都道府県別漁獲可能量を明示することとされた特定水産資源については、全ての都道府県において、知事管理漁獲可能量を明示するものとする。

第2 漁獲量等の報告（法第26条及び第30条関係）

- 1 都道府県知事は、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定に基づき、法令の定めによるほか、次の(1)から(3)までに定めるところにより、特定水産資源の漁獲量等の報告が行われるようにするものとする。
 - (1) 漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告（法第26条関係）
 - ア 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第16条第2項第4号及び同条第5項第4号の「設定を受けた年次漁獲割当量」とは、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量のこととし、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量のこととする。
 - イ 施行規則第16条第2項第6号の「採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日」並びに同条第5項第7号及び同条第8項第4号の「採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日」とは、くろまぐろの養殖用種苗の場合にあつては、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日のこととする。
 - ウ 施行規則第16条第2項第7号及び同条第5項第9号の「その他参考となるべき事項」としては、漁獲割当割合設定者が同一の特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を定めることとする。
 - (2) 非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告（漁獲努力量管理区分を除く。）（法第30条関係）
 - ア 施行規則第19条第2項第3号の「採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日」及び同条第5項第3号の「採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日」とは、くろまぐろの養殖用種苗の場合にあつては、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日のこととする。
 - イ 施行規則第19条第2項第4号及び同条第5項第5号の「その他参考となるべき事項」としては、少なくとも次の①及び②に掲げる事項を定めることとす

る。

- ① 許可（法第 57 条第 1 項の許可をいう。以下同じ。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号（海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、承認番号）、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
- ② 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号
- (3) 非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告（漁獲努力量管理区分に限る。）
（法第 30 条関係）

施行規則第 19 条第 2 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」としては、少なくとも次の①から③までに掲げる事項を定めることとする。

- ① 許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号（海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、承認番号）、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
 - ② 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号
 - ③ 当該特定水産資源の漁獲量
- 2 代理人を用いた漁獲量等の報告

都道府県知事は、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をしようとする者が代理人を用いて当該報告をしようとするときは、事前に、当該報告の代理権を証する書面を提出させるようにするものとする。

第 3 助言、指導又は勧告（法第 32 条関係）

都道府県知事は、少なくとも資源管理基本方針別紙 2 において都道府県別漁獲可能量を明示することとされた特定水産資源については、第 32 条第 2 項の助言、指導又は勧告に関して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 36 条の規定に基づき、行政指導指針を定め、公表するものとする。

第 4 採捕の停止等（法第 33 条関係）

- 1 都道府県知事は、法第 33 条第 2 項の規定に基づき定める規則において、次の①及び②に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - ① 都道府県知事が法第 33 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならないこと。
 - ② 都道府県知事が①の告示に係る場合に該当しなくなると認める旨の告示をしたときは、①の告示に係る者は、当該該当しなくなると認める旨の告示をした日から①の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができること。
- 2 特定水産資源の採捕の停止に関する規則及び当該規則の規定に基づく告示の例につ

いては、別記第1及び別記第2のとおりとする。

第5 協定の認定等（法第125条関係）

- 1 法第125条第1項第1号の「資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること」とは、協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第11条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向けて効果的なもの又は都道府県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであることをいう。
- 2 法第125条第1項第5号の「特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること」とは、少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告といった措置が定められていることとする。

第6 認定協定の実施状況の報告（法第127条関係）

都道府県知事は、法第127条の規定に基づき、認定協定に参加している者に対し、当該認定協定の実施状況について、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、報告を求めるものとする。

第7 その他

水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る運用に関して必要な事項については、水産庁長官から別途通知させることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行について及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律関係事務（くろまぐろ関係）に係る処理基準の廃止）
- 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行について（平成8年7月20日付け8水漁第2010号農林水産事務次官依命通知）及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律関係事務（くろまぐろ関係）に係る処理基準（平成30年6月29日付け29水管第1755号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行について等の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行について第1から第3まで及び第5から第12まで並びに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律関係事務（くろまぐろ関係）に係る処理基準第1から第3まで及び例1から例3までの規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則

この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。

(別記第1)

○特定水産資源の採捕の停止に関する規則例

漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項の規定に基づき、○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和2年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 都道府県知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

(○○県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 ○○県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成●●年○○県規則第 号）は、廃止する。

(○○県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の○○県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

(別記第2)

○法第33条第2項第1号に該当する場合の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年○○県規則第 号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県資源管理方針（令和2年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（知事管理区分）における（特定水産資源）の漁獲量の総量が当該（知事管理分）に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当する。

○法第33条第2項第1号に該当し、停止期間を別に定める場合の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年○○県規則第 号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年 月 日

○○県知事 氏 名

この告示をした日の翌日から同年○月○日までの間において、○○県資源管理方針（令和2年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（知事管理区分）における（特定水産資源）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当する。

○法第33条第2項第2号に該当する場合の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年○○県規則第 号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県資源管理方針（令和2年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（特定水産資源）に係る全ての知事管理区分における当該（特定水産資源）の漁獲量の総量が○○県の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第2号に掲げる場合に該当する。

○法第33条第2項第2号に該当し、停止期間を別に定める場合の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年○○県規則第 号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年 月 日

○○県知事 氏 名

この告示をした日の翌日から同年○月○日までの間において、○○県資源管理方針（令和2年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（特定水産資源）に係る全ての知事管理区分における当該（特定水産資源）の漁獲量の総量が○○県の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第2号に定める場合に該当する。

○法第 33 条第 2 項第 1 号に該当しなくなったと認める旨の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年○○県規則第 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 2 年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県資源管理方針（令和 2 年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（知事管理区分）における（特定水産資源）の漁獲量の総量が当該（知事管理区分）に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められなくなったので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当しない。

○法第 33 条第 2 項第 2 号に該当しなくなったと認める旨の告示例

○○県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年○○県規則第 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 2 年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県資源管理方針（令和 2 年 月 日○○告示第 号）別紙○の○に規定する（特定水産資源）に係る全ての知事管理区分における当該（特定水産資源）の漁獲量の総量が○○県の漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められなくなったので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 33 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当しない。